

平成21年 1月 9日

産地づくり交付金の残余额の取扱について

1 第1ステージの残余额

第1ステージの残余额は、平成21年度予算の一部として活用することで、関係機関と調整が終了。今後の具体的な取扱については、21年2月中を目途に事務取扱通知を发出する予定であるが、現在のところ、次のとおり想定。

- 〔 第1ステージの残余额は、20年3月に、道府県協議会から提出された資金管理実績報告書により確認済み 〕
- ・ 21年度の産地確立交付金の内報は、残余额（端数を除く）も含めて通知
- ・ 道府県協議会は、「残余额の産地確立交付金事業会計（勘定）への繰入及び21年度への繰越」について、総会等で承認を受ける
- ・ 道府県協議会は「繰入額及び繰越額」を農政局等に提出し、農政局等は内容確認を行い、道府県協議会に通知する
- ・ 21年4月に、国は残余额も含めて、道府県協議会に配分するが、割当内示は残余额を控除して行う。このため、道府県協議会から農政局等への交付申請は、残余额を控除した金額で行うこととなる

2 20年度末の活用残額

21年度以降、生産調整の拡大部分は、基本的に新対策で対応することとなったため、20年度末における活用残額は、「麦・大豆等の翌年度払部分」、「生産調整の拡大や調整水田等において、新対策では対象外である地域振興作物を作付した部分」、「地域協議会運営費の前借部分」に限定される方向。なお今後、関係規程を改正する予定であるが、現在のところ、次のとおり想定。

- ・ 20年度の活用残額は、21年度に繰り越した後、道府県協議会で区分して管理
- ・ 道府県協議会の実施方針に、その金額及び活用方向を明記
- ・ 地域協議会は、H21配分額に対する活用額とは別に、活用残額の活用用途及び見込額を産地確立計画書に記載の上、翌年度払等に活用することが可能
- ・ 残額を協議会運営費の前借分として活用する場合も、産地確立計画書に記載するとともに、21年度の産地確立交付金の概算払後の返還を条件に対応が可能
- ・ 地域協議会は、21年12月を目途に20年度末の活用残額から21年度活用額を控除した最終残額を確定（最終残額の取扱については、国への返還を前提に今後検討）